

# 求人票の「公開範囲」を設定ください

## I 【重要】求人票の公開方法が変わります

2020年1月6日よりインターネット（ハローワークインターネットサービス）に求人票のすべての情報が公開されます（現在は求人票のうち、労働条件など主な情報のみ公開されています）。

また、現在ハローワークに設置されている求人検索機とハローワークインターネットサービスが一本化されることに伴い、求人検索機についても、事業主様が申し出された「インターネットへの公開範囲」に準拠して求人情報を公開する方法に変更されます（現在、求人検索機では求人票に掲載されるすべての情報が公開されています）。

求人票の公開方法が変わりますので、お手数ですが、求人票の「公開範囲」をあらためてご検討いただき、以下の表にて申し出の上、このリーフレットをご提出ください。

## II 求人票の「公開範囲」を設定ください

↓  
いずれかの番号を○で囲ってください。

事業所番号	2310 - -
事業所名	
ご担当者様氏名	
お電話番号	- -

	公開範囲	2020年1月6日以降の留意事項
1	すべての求職者に「事業所名等」を含む求人情報を公開する	インターネット及びハローワーク施設内の求人検索機に、求人票に掲載されるすべての情報（担当者の課係名、氏名等）や画像情報、PR情報が公開されます。
2	ハローワークに登録している求職者に限定して、「事業所名等」を含む求人情報を公開する	インターネット及びハローワーク施設内の求人検索機に、求人票に掲載されるすべての情報（担当者の課係名、氏名等）や画像情報、PR情報が公開されます。ただし、ハローワークに登録していない求職者には、 <b>求人票の「事業所名等」が公開されません。</b>
3※	事業所名等を含まない求人情報を公開する	インターネット及びハローワーク施設内の求人検索機に <b>求人票の「事業所名等」が公開されません。</b>
4※	求人情報を公開しない	インターネット及びハローワーク施設内の求人検索機に <b>求人票が公開されず、求職者が求人票を閲覧することができません。</b>

※上記II公開範囲「3」または「4」を選択された場合、ハローワークの窓口相談以外で事業所名等が公開されなくなるため、ご注意ください。

「事業所名等」とは、以下の情報を指します。

事業所名、事業所番号、所在地、ホームページ、労働者派遣事業許可番号、就業場所の住所(市区町村名まで公開)・地図・最寄り駅、設立年、資本金、会社の特長、役職・代表者名、法人番号、選考場所の住所・地図・最寄り駅、応募書類の郵送先住所、担当者の課係名・氏名・電話番号・FAX番号・Eメール、支店・営業所・工場等、年商、主要取引先、関連会社、画像情報

## III IIをご記入の上、このリーフレットをご提出ください

FAX(0567-26-1127)、郵送(496-0042 津島市寺前町2-3)または窓口にてこのリーフレットをご提出ください。

なお、「担当者氏名」等求人情報を変更されたい方、または公開している求人票ごとに公開範囲を設定されたい方は、「ハローワーク津島 企業支援・専門援助部門」(電話番号0567-43-3911)へご連絡ください。